

○第1分科会：人権教育の豊かな内容創造と学習活動を展開しよう

○私たちの人権感覚を研ぎ澄まそう

○人権感覚や人権意識の基礎となる力をはぐくもう

～自分を大切な存在として認められるように人とつながる力を！～

1. 共に学び合う〈ここ・いま・あなたとわたし〉

- ①「語る」ことをお互いに大切にしましょう
- ②自分の取り組んでいる課題と重ねよう
- ③ゆたかな「人権教育」を創造しよう
- ④新たな「学び・気づき」を「つなげ」よ

2. 第3分科会基調提案

「差別の現実深く学ぶ」は、同和教育で継承されてきた原則です。それは、「差別を観念的にとらえるのではなく、生活の中にとらえること」「厳しい差別の影響を被っている子どもを中心にすえること」「厳しい生活や現実があったとしても、それを真っ直ぐにみつめ立ち上がるバネにしていくこと（自分と仲間がつながり）」です。それは、保護者の仕事や暮らしを真正面に取り上げ、日記や生活を綴る学習、一人ひとりの子どものつぶやきなど、子どもたちの生活をまるごと抱え込んだ、粘り強い取組を意味します。どんなに時代が変わっても、私たちはいつも「しんどさを抱えている子どもの気持ちをわかろうとする存在」であらねばなりません。そして、子どもたちが抱える課題の背景の「どこに差別の現実があるのか」を探っていくことが大切です。

自尊感情は、自分をかけがえのない存在として認めることなど、他者との比較ではなく、ありのままの自分自身についての評価の感情です。自分自身のことをまるごと受け容れ、大切な存在であると感じられることが、他者を尊重する態度につながります。ところが、競争社会の中で〈学び〉から逃げざるを得なかったり、厳しい生活背景を背負っていたりする子どもたちは自尊感情が低い傾向にあります。また、ネグレクトなどの虐待を受けている子どもたちも、自分自身を大切に思えない傾向にあります。このような子どもたちに対して、集団の中で成功体験を積み上げ自信につなげていくことはもちろんですが、日常の中で子どもたち一人ひとりが自分の思い（しんどいことや大切なこと）を出し合う体験（場）を重ねることで本当の自尊感情が高まっていきます。

子どもたちは、たくさんの「聴いてほしいこと」をもっています。すべての子どもが「聴き（訊き）合い」「学び合う」学習活動を積極的に取り入れ、人とのかけわり合いの中で「人とつながる力」をはぐくんでいきましょう。それには、私たち自身の人権感覚を鈍らせないように、実践を振り返り、磨いていくことが同時に必要です。

同和教育の取組が始まり、長欠・不就学の状態にあった部落の子どもたちが登校し始めたとき、そこに待っていたのは周りの人たちによる厳しい差別でした。せっかく学校に来たのにくやしい思いをし、周りの子と衝突してしまう子や、再び学校に来られなくなった子もいました。この現実から、差別・被差別の関係を超越するために部落問題学習の取組が始められました。以後、半世紀を超える地道な取組は一定の成果をもたらし、「部落差別はいけないことだ」という共通の認識が広く行きわたるようになりました。2016年には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、現在にも部落差別があることを認めたとともに、部落差別を解消するために必要な教育及び啓発を行うよう示されました。すべての子どもたちが部落問題に正しく向き合えるように、私たち教職員も学習や研修を重ね正しい知識を積み上げましょう。

部落問題学習を展開するにあたっては、単に知識の伝達で終わらせてはなりません。学習や研修を重ねると、部落は「差別されてきた人たち」ではなく、「差別に抗い、しなやかに生きぬいてきた人たち」と捉えることができるでしょう。部落差別の不当性に心を痛めた人たちが人間の尊厳を取り戻すためにどのような取組をしてきたのかを知ること、他人事ではなく自分事として考えられるようにすることを大切に、部落の子どもたちとその仲間たちが自己の尊厳と「ふるさと」に対する誇りがもてるよう、系統的・体系的な学習内容を創造しましょう。

同和教育は、「差別の現実深く学ぶ」実践を進める中で、「障害者」問題や在日外国人問題といった個別の課題から、反戦平和、ジェンダー、環境問題などといった視点へ広がり、人権教育へと発展してきました。これまでの取組の広がりが、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ対策法」「部落差別解消推進法」「義務教育機会確保法」の施行につながりました。時代の推移とともに、新たな人権問題に対応する取組も求められています。個々の人権問題を学習することは、様々な具体的事実を知り、考えることができます。また、多様な人権課題の学習では、独自の問題に気づいたり、共通する点を考えたりすることができます。しかし、どんな人権問題であっても、学習を進める上で大切にしたいことは、被差別の側の視点でその問題を捉えるという基本理念です。そのことから、日常生活の中にある様々な人権問題の解決をめざして主体的にかかわろうとする実践的態度を子どもたちに培うことを追求したいと考えます。また、学習を進めるにあたっては、その問題に深くかかわっている人との出会いなどを通し、自分のくらしと重ねることが大切です。自分をみつめる学習を就学前から、系統的に積み重ねることが、自らのアイデンティティの確立につながっていくと考えます。

日常のあらゆる教育活動の場で人権が保障されている環境であるかを検証していくことが大切です。一人ひとりが人権の主体者であることを自覚し、自分にとって大切にしたい人権とは何かを考え、互いの人権を尊重する技能や態度を身につける学習活動を展開していきましょう。

人権教育は、「思いやりや心がけ、やさしさ」の教育や人権問題の一般的な知識理解にとどまるのではなく、自分自身と仲間が差別事象や人権侵害に直面した時、主体的に正しい判断、正しい行動ができる力を培うものです。

子どもたちは様々な人権問題について学ぶことで、「差別はいけない」「人をいじめてはいけない」という思いをもったり、差別に負けずに生き抜く人の強さや、その問題の解決に立ち向かう気持ちに尊敬の念をもったりします。そうした思いを「差別をなくしていくための行動」にまで結びつけるには、子どもたちのくらしの中にある課題と学習内容を重ね、自分とのつながりを明らかにすることが必要です。

人権問題を「自分のこと」として受けとめ、「知識」が「行動」につながるような取組とするため、次のような点を大切に協力をしましょう。

- 人権にかかわる地域教材をどのように系統的・持続的に取り組んでいくか
- 教材とする人権問題と自分たちの生活との共通点をどのように意識させていくのか
- 保護者や地域の人など身近な人たちが人権問題と向き合う姿にどのように出会うのか
- 人権問題が自分の生活にどう関係しているか、また自分の行為がそのことにどうつながっているかを考えていく取組にどのようにしていくか

同和教育、人権教育は、多くの教科・領域の中で展開されてきました。例えば、社会科での地域学習や産業学習、歴史や公民で「部落問題」や「権利」について学んだり、国語科の文学教材を通して平和について考えたりする学習が挙げられます。近年では、理科や家庭科、保健体育で環境問題や「いのち」の学習、HIV感染者への差別の問題やハンセン病の問題について考えるなど、内容に広がりがみられます。また、「総合的な学習の時間」では、職場体験やボランティア活動、福祉作業所や高齢者との交流、ゲストティーチャーを招いての学習など、人権を基盤にした豊かな実践が展開されています。今後も各教科や「総合的な学習の時間」の中で、人権についての理解を深める学習をより確かに進めていかねばならないと考えます。そして、教職員集団で、発達段階に応じた学習内容を吟味し、子どもたちに身につけてほしいことや教職員が留意しておきたいことなどを共通理解する中で、人権にかかわる概念や自校の人権教育がめざすものを明確にし、取組を展開していきましょう。また、そうした学習が実効性をもつには、すべての教科・領域において一人ひとりの人権が守られ、安心した雰囲気や環境の中で教育が行われることが前提であることを忘れてはなりません。